

役員等報酬の支給基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三縁の会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の事業年度の報酬総額及び報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬等の区分)

第2条 役員等の報酬は、理事長にあつては月額報酬とし、非常勤役員等（理事長以外の理事及び監事並びに評議員をいう。以下同じ。）については、日当とする。

2 理事を兼ねる施設長、事務長には報酬は支給しない。

(事業年度の報酬総額)

第3条 前条第1項に規定する報酬は、事業年度ごとの下記に定める総額を上限とする。ただし、評議員については定款第8条で定める総額を上限とする。

理事長	4,800,000 円
非常勤理事	1,500,000 円
非常勤監事	800,000 円

(報酬の算定方法)

第4条 理事長は、月額報酬400,000円とする。

2 非常勤役員等の日当は、上記の総額の範囲内において、1日あたり20,000円とする。

(交通費の算定方法)

第5条 交通費の支給は、公共交通機関等の実費及び旅費規程に定める車賃を支給する。

(支給方法)

第6条 役員等の報酬及び交通費は、その全額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。

ただし、社会保険料、源泉徴収による所得税その他法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

2 役員等がその報酬及び交通費につき本人名義の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払う。

3 役員等の報酬及び交通費の支給日は、賃金規程の規定に準ずる。

(改定)

第8条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年3月19日から施行し、平成29年度から適用する。